

生徒への連絡手段に関する規程（学校ウェブページ用）

基本方針

生徒へ連絡しなければならない事項が発生した場合は、保護者を通して連絡することを基本とする。ただし、校務運営上支障が生じることが予測される場合は、所定の手続きを経て、携帯電話（スマートフォン含む）の電話番号や電子メールアドレス、LINE等SNSのID（以下「電話番号等」という。）を取得して生徒へ連絡することができるものとする。

1 生徒の電話番号等の取得に関する事項

- (1) 職員が個人的に生徒から電話番号等を取得する際は、校務運営上必要な場合に限り、管理職の許可を得た上で行うこと。
- (2) 生徒から電話番号等を取得する対象は、担任するHR生徒、顧問をする部活動の生徒に限り、かつ、必要最低限の生徒のみとする。
- (3) 取得した電話番号等を所定の様式により、管理職に提出すること。
- (4) 生徒から取得する情報は、電話番号等に限ることとし、保護者の電話番号等の取得についても、同様とする。
- (5) 職員が生徒に対し自身の電話番号等を提供する際も、上記内容に準ずる。

2 取得した電話番号等の運用に関する事項

- (1) 生徒の電話番号等の使用は、公的な連絡の手段としてのみ使用し、私的な連絡手段として使用してはならない。
- (2) 職員と生徒との連絡内容は、授業、部活動、安全上の緊急連絡に限る。
- (3) 生徒からの悩み等の私的な連絡があった場合は、携帯電話やメール等でのやり取りはせず、学校にて複数による直接面談など適切に対応すること。

3 電話番号等の管理に関する事項

- (1) 取得した電話番号等は他へ公開してはならない。また、電話番号等が流出することのないようにデータ管理を徹底すること。
- (2) 電話番号等漏洩の可能性が発生した場合は、直ちに管理職に報告すること。
- (3) 生徒の電話番号等が不要になった時点で、速やかに電話番号等を削除し、管理職に削除したことを報告すること。

4 その他

- (1) 生徒への連絡時間は、常識の範囲を逸脱しない時間帯とする。遅くなってからの連絡は、保護者に行う。
- (2) 特別な事情により生徒の電話番号等を取得しようとする場合は、校長の判断による。